

「除染関係ガイドライン」の公表について



環境省は、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(放射性物質汚染対処特措法)」に基づき、土壌等の除染等の措置の基準や除去土壌の処理の基準を定める環境省令などを具体的に説明する「除染関係ガイドライン」を策定し、平成23年12月14日に公表しました。そのガイドラインの概要は以下の通りです。

第1編 汚染状況重点調査地域内における環境の汚染状況の調査測定方法に係るガイドライン

- ①基本的な考え方 ②測定機器と使用方法
- ③除染実施計画の策定区域を決定するための調査測定方法

第2編 除染等の措置に係るガイドライン

- ①基本的な考え方 ②建物など工作物の除染等の措置 ③道路の除染等の措置
- ④土壌の除染等の措置 ⑤草木の除染等の措置 ⑥その他

第3編 除去土壌の収集・運搬に係るガイドライン

- ①基本的な考え方 ②除去土壌の収集・運搬のための要件 ③具体的に行う内容

第4編 除去土壌の保管に係るガイドライン

- ①基本的な考え方 ②保管のために必要な安全対策と要件
- ③施設/管理要件を踏まえた保管方法の具体例

当社では、土壌・産業廃棄物の分析や放射性物質の測定を行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2011年12月14日付 環境省ホームページ

土壌環境箇所 明石康伸